

## 監事意見書

独立行政法人通則法第三十八条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成21年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

### I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

### II 監査の結果

1. 財務諸表は法令および独立行政法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令および予算の区分に従い適正に表示していると認める。
3. なお、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）により、注記事項として金融商品の時価等に関する事項として、現金及び預金、未収金、未払い金の時価を開示している。

平成22年6月22日

独立行政法人 電子航法研究所

監事

柴田良平



監事

鈴木清

